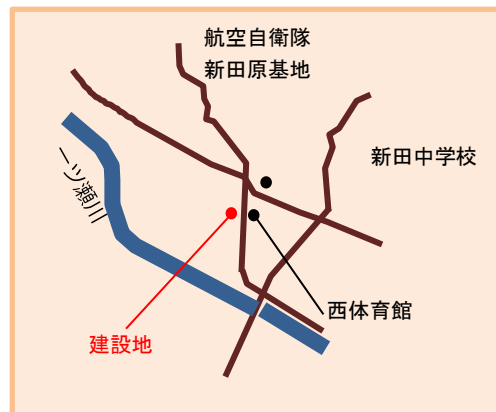


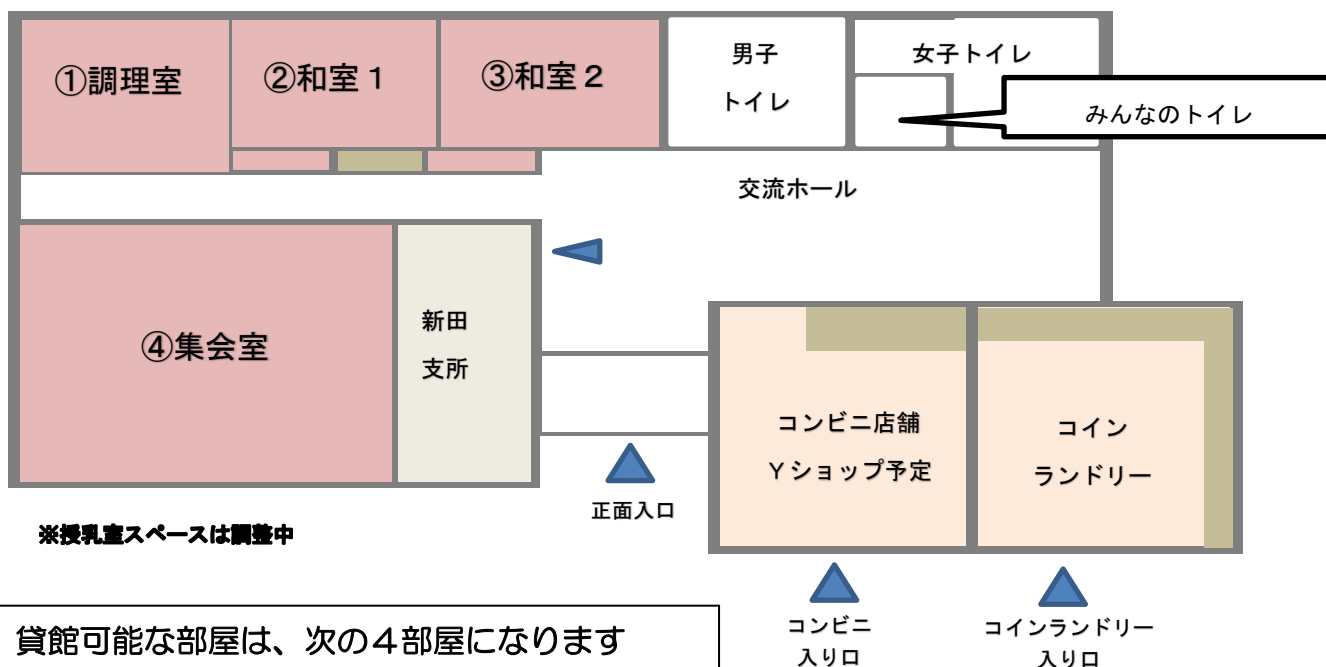
# 新田コミュニティセンターの貸館予約を令和4年3月1日(火)より開始します。

令和4年1月25日  
生涯学習課

1. 受付場所:新田支所(8:30~17:15まで)
2. 貸館予約可能期間:令和4年4月1日から令和4年5月31日までの貸館  
※令和4年6月1日以降の予約については、4月1日からの予約となりますので、  
詳しくは生涯学習課(33-1022)までお問い合わせください。お問い合わせ時間(8:30~17:15まで)



## 3. 貸館の内容(新田コミュニティセンター平面見取り図)



貸館可能な部屋は、次の4部屋になります

①調理室 (調理台2台)	} つなげて1つの部屋として利用できます
②和室1 (約 畳10畳)	
③和室2 (約 畳10畳)	
④集会室 (約 60名程度)	

【貸館の料金については裏面へ】

※ 旧新田公民館とは利用料金が異なりますので、ご注意ください。

1. 新田コミュニティセンター使用料（利用料金）

（単位：円）

使用区分	午前	午後	夜間	全日
区分時間	8時30分～12時	13時～17時	17時～22時	8時30分～22時
集会室	1,200	1,200	1,500	2,800
和室1	400	400	500	1,000
和室2	400	400	500	1,000
調理室	1,500	2,000	2,000	6,500

※上記の金額に消費税が加算されます。

2. 新田コミュニティセンター冷房・暖房使用料（1時間あたり）

（単位：円）

場所	冷房・暖房
集会室	400
和室1	75
和室2	75
調理室	150

※冷暖房を使用した場合に、1時間あたり上記の金額と消費税が加算されます。

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとします。
- 2 料金は、本表に掲げる料金に消費税法（昭和63年法律第108号）で定める消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める地方消費税額を加算して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とします。

★町民の方が申請された場合、使用料は半額となります。（例外がございますのでご相談ください）  
ただし、冷暖房使用料は減免となりませんのでお気をつけください。